

市 有 地 公 売 公 告

次の市有地について、一般競争入札により公売を行うので、地方自治法施行令第167条の6の規定に基づき、公告します。

1. 売却物件の表示

番号	所 在 地	登記地目	現況地目	地積(㎡)	参考価格(万円)
1	宇佐市大字江須賀字イロリ2423-2	宅地	雑種地	163.90	294
	宇佐市大字江須賀字イロリ2425-4	宅地	雑種地	177.46	
	宇佐市大字江須賀字石塚2429-5	宅地	雑種地	35.89	

※ 地積は実測によるが、再測の結果相違が生じても地積及び公売価格の変更はしない。

※ 現況での売払いとし、土地内に含まれる立木、地上及び地下工作物・建物等は市では撤去しない。

2. 競争入札参加者の資格

個人又は法人で次に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 地方自治法第238条の3第1項に規定する、公有財産に関する事務に従事する職員
- (3) 納付すべき宇佐市税並びに上水道料金(簡易水道を含む)及び下水道使用料(農業集落排水及び特定環境保全公共下水道を含む)に滞納がある者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

3. 競争入札申込場所、期間及び方法

- (1) 申込場所 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 宇佐市役所3階 総務部行財政経営課
- (2) 申込期間 令和8年1月5日(月)から令和8年1月30日(金)まで
※8時30分～17時(土・日曜日及び祝日を除く)
- (3) 申込方法 市有地公売に係る一般競争入札参加申込書(様式第1号)に必要事項を記入のうえ、次に掲げる書類を添付して、申込期限内に申込場所まで持参して申し込むこと(郵送不可)。
ア 物件確認書(様式第2号)
イ 市税並びに上水道料金・下水道使用料等納付状況調査同意書(様式第3号)
ウ 暴力団排除に関する誓約書兼照会承認書(様式第4号)
エ 個人申込みの場合は市町村長の発行する身分証明書、法人申込みの場合は法人登記簿謄本
オ 返信用封筒(長形3号、110円切手貼付)
※イ～エについて、連名(共有)で申込みの場合は、全員分提出すること。
- (4) その他 物件を所有する目的が、公序良俗に反する場合及び都市計画法その他関係法令に違反する場合は申込を受け付けない。

4. 質問及び回答

- (1) 質問方法及び宛先 質問書(様式第5号)により、上記3の申込場所まで持参もしくはEメールで下記の宛先まで送信すること。Eメールの場合は、送信先へ電話し到着の有無を必ず確認すること。
宛先:koukyo05@city.usa.lg.jp
- (2) 質問期間 令和8年1月9日(金)から令和8年1月19日(月)まで
- (3) 回答期限 令和8年1月26日(月)17時まで
- (4) 回答方法 宇佐市ホームページに掲載する。

5. 競争入札参加者の資格審査結果通知

競争入札参加者の資格審査結果については、令和8年2月17日(火)までに郵送にて通知する。

6. 競争入札場所、入札方法

- (1) 入札執行場所 宇佐市役所 27会議室(本庁本館2階)
- (2) 入札執行日時 令和8年2月25日(水) 15時30分から
- (3) 入札方法 入札書(様式第6号)により上記の入札執行場所・日時において直接行う
- (4) 入札保証金 入札金額の100分の10以上を入札執行日時の30分前までに宇佐市会計課窓口にて現金で納付すること。なお、落札者の入札保証金は、契約保証金に充当できるものとする。
- (5) 入札回数 初度を含めて2回
- (6) 開 札 入札終了後直ちに開札
- (7) 無効入札
ア 入札者として資格のない者のした入札
イ 競争入札に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
ウ 郵送又は電信による入札
エ 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
オ 同一の入札について、二以上の入札をした者の入札
カ 同一の入札について、二以上の入札者の代理人となった者のした入札
キ 入札金額・住所・氏名・押印・その他、入札要件を認定しがたい入札
- (8) 委任状による入札 申込者が都合により入札に参加できないときは、委任者が指定した者を受任者(代理人)として入札に参加することができる。なお、受任者は入札執行時に委任状(様式第7号)及び委任者の印鑑証明書を持参すること。
- (9) 価格について 予定価格は非公開とするが、土地の価格は一般的な商品に比べるとかなり高額であり、価値判断には専門性が必要な為、目安として参考価格を公表する。
なお、参考価格の設定根拠等の問い合わせについては回答しない。
- (10) 落札者の決定 予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。なお、最高価格の入札が2者以上ある場合は、くじにより決定する。
- (11) 落札しなかった物件について 落札者のない物件は、下記の期間、先着順により随時売却する。
申込期間: 令和8年2月26日(木)から令和8年12月28日(月)まで
競争入札参加資格を有する申込者(購入希望者)の見積価格が、予定価格以上の場合に売却。詳細は、「先着順による市有地売却実施要領」による。

7. 契約方法

- (1) 契約締結期間 落札の通知をした日から7日以内(落札者が7日以内に契約に必要な書類を提出しないときは、入札保証金は宇佐市に帰属する)
- (2) 売買代金の支払方法 売買契約の締結期限までに代金の全額又は売買契約の締結期限までに契約保証金(契約額の100分の10以上)を納付して、契約締結日から30日以内に売買代金の残金を納入すること
- (3) 契約費用 契約書1通に添付する収入印紙代金は購入者の負担とする
- (4) 登記 市で嘱託登記申請するが、所有権移転費用(登録免許税、住民票発行手数料等)は全て契約者である購入者の負担とする。
- (5) 契約解除 次の場合は契約を解除する(契約保証金は、宇佐市に帰属する)
 - ア 売買代金を納期限(指定日)までに納入しないとき
 - イ 虚偽の申請をしたとき
 - ウ 契約に違反したとき

6. その他

この公告に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、宇佐市契約事務規則、宇佐市会計事務規則、宇佐市有財産規則その他の法令等に従って市が決定するものとする。

令和7年12月22日

大分県宇佐市長 後藤 竜也



【担当部署】

〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1
宇佐市総務部行財政経営課公共施設管理係
電話番号 : (0978)27-8119(直通)
電子メール:koukyo05@city.usa.lg.jp